

高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、高知県中山間地域生活支援総合補助事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料

1 各事業の事項

（1）生活用水確保支援事業

ア 定義

要綱第2条第6号の「これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域」は、生活用水確保支援事業に限り、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地に該当する地域とする。

イ 補助対象事業

次のいずれの条件も満たすものを補助対象事業とする。

- （ア）生活用水を確保するための給水施設、浄水装置等の整備であること。なお、生活用水とは、住民が住居等において生活を営むために必要な飲料水や調理、洗濯、風呂、掃除、トイレ等に要する水とする。
- （イ）原則3戸以上の世帯が利用する給水施設、浄水装置等の整備であること。ただし、3戸未満の場合であっても、市町村が施工し、かつ、給水施設、浄水装置等を市町村の施設台帳に記載する場合は、補助対象とする。

ウ 補助対象外事業

以下のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

- （ア）市町村経営の上水道及び簡易水道施設に係るもの
- （イ）市町村経営の飲料水供給施設のうち、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象となるもの
- （ウ）事業費100万円以下の小規模な修繕等
- （エ）浄水装置整備においては避難所又は避難場所に整備するもの

エ 補助対象外経費

- （ア）用地取得又は補償に要する経費
- （イ）用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費
- （ウ）給水施設の水源調査（水源探査、水量確認のためのボーリング調査等）の業務委託に要する経費
- （エ）給水施設等の施工監理の業務委託に要する経費（市町村以外が事業実施主体となる場合の施工監理に要する経費を除く。）
- （オ）下記に関する給水施設整備に要する経費
 - a 学校、官公署、病院、福祉施設、宿泊施設、その他事業所で使用する水
 - b 工業用水、農業用水
 - c 防火用水等の消防施設に要する水

オ 補助申請書に添付する資料

- (ア) 経費の見積書、設計書等
 - (イ) 見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）
 - (ウ) 水道地図（管内図に上水道給水区域、簡易水道区域等を示したもの。事業実施箇所を図示すること。要綱別表第 1 の事業区分 1 のウに掲げる浄水装置整備の場合は除く。）
 - (エ) 平面図（住宅地図等とし、平面図には、工事概要、給水対象家屋及び新たに設置する施設の地番を図示及び着色すること。）
 - (オ) 写真
 - a 現行施設の状況写真（取水堰、貯水タンク等）
 - b 施設整備予定箇所の状況写真
 - c 受益地の状況写真
 - d その他（事業実施の緊急性を表す渇水時の状況写真等）
 - (カ) 新たに設置する施設に係る土地使用承諾書、施設使用承諾書、施工承諾書等（該当する場合）
 - (キ) 適用される道路、河川等の占用許可書等の許認可の申請書又は許可書の写し（該当する場合）
 - (ク) 災害復旧の場合、災害復旧に該当する理由書
 - (ケ) 要綱別表第 1 の事業区分 1 のウに掲げる浄水装置整備の実施においては、避難所及び避難場所に該当しないことを証する理由書並びに孤立対策の必要性がある理由書
 - (コ) 施設台帳の写し（3 戸未満の場合のみ）
 - (サ) 地元住民で構成する水道組合の規約等又はこれに準ずるもの（市町村経営の場合を除く）
 - (シ) 受益者名簿
 - (ス) 事業計画スケジュール表
 - (セ) 事業実施主体が市町村等以外の場合は、市町村等の補助要綱又はこれに準ずるもの
 - (ソ) 市町村経営の飲料水供給施設の場合は、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象とならないことの確認書
 - (タ) (ア) から (ソ) までの掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳や詳細の分かるもの）
- (2) 生活用品確保等支援事業
- ア 補助対象事業
- (ア) 要綱別表第 1 の事業区分 2 に掲げる生活用品確保等の実施に当たっては、同表に定める事業実施主体が、以下の条件を満たす場合に補助対象とする。
 - a 生活店舗の運営や移動販売を実施するに当たっては、販売品目が一部の品目に偏ることなく、食料品（生鮮食料品又はその他一般の食料品）と日用雑貨等の生活用品全般の販売を行うこと。ただし、灯油の移動販売についてのみ、単一の品目でも補助対象とする。
 - b 各々の異なる取組ごとに、最長 12 月間（年度を超えた期間も可）を限度として試行ができるものとする。
 - c 試行後、本格的に事業を実施する場合（試行を実施しなかった場合も含む。）

で、車両の購入及び店舗設備を取得した場合にあっては、各々の異なる取組ごとに、原則として取得した年度から起算して5年間は事業を継続することとする。

なお、やむを得ない事情により事業を実施することができなくなった場合の取扱いについては、その都度、県と協議するものとする。

- d 各々の異なる取組ごとに、地域の見守り活動等を併せて行うこととする。

地域の見守り活動等とは、別添に定める事例を参考に地域の状況又は高齢者等の日常生活で異常と思われる状況等を発見した際に、市町村又は市町村民生委員児童協議会又は民生委員、児童委員等の関係機関に連絡する等の活動をい、試行期間中も、同様とする。

- e 配達・宅配（買い物代行を含む。）等を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、その得られた手数料収入を当該事業に充当すること。

なお、補助対象経費からは、当該手数料収入を除くこととする。

イ 補助対象外事業

（ア）生活用品確保等に係る店舗の運営や移動販売を実施するに当たって、次の a から c に該当するもの（宅配及び買い物代行はこの限りでない。）

- a 生活用品の特定の品目（食料品のみ又は日用雑貨のみ）を販売するもの
- b 生活用品以外（灯油、薬剤等）を販売するもの
- c 車内で調理加工した加工食品のみを販売するもの

ウ 補助対象外経費

- （ア）用地取得又は補償に要する経費
- （イ）用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費
- （ウ）食糧費に要する経費
- （エ）生活店舗、車両及び付随する備品に係る修繕費
- （オ）移動販売及び貨物運搬に必要な装備類に要する経費のうち、車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税）

エ 補助申請書に添付する資料

- （ア）経費の見積書、設計書等
- （イ）見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）
- （ウ）生活用品を確保する仕組みの内容が分かるもの
 - a 販売方法、販売商品、販売対象地域、収支見込み等
 - b 事業実施ルート及び実施箇所等を示した管内図（他事業者が同様の事業を実施している場合で把握している場合は併記すること。）
 - c 配達・宅配（買い物代行を含む。）等を実施する際に徴収する手数料に関するものや、事業の利用予定者数等が分かるもの
 - d 事業計画スケジュール表
複数事業を組み合わせる場合や、試行と本格実施が複数年度に渡る場合は、全期間を記載したもの
- （エ）地域の見守り活動を実施することが分かるもの
見守り活動の実施内容及び連絡体制等
- （オ）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

法人企業が事業実施主体となる場合は、添えること。

(カ) 住民票

個人事業者が事業実施主体となる場合は、添えること。

(キ) 決算諸表（貸借対照表、損益計算書及び消費税の確定申告書）

企業又は個人事業者が事業実施主体となる場合は、直近の２期分を添えること。

(ク) 事業実施主体の定款

法人格のない団体（任意団体）が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿

(ケ) (ア) から (ク) までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳が分かるもの等）

第３ 実績報告書に添付する資料

要綱第 13 条第 1 項の「別途定める書類」は次のとおりとする。

(１) 共通

ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（契約が２件以上にわたる場合は、要綱別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を添えること。）

イ 検査調書の写し

ウ 完成写真又は取得した備品（車両等）の写真

エ 試行の成果に係る報告書（試行を実施した場合に限る。）

オ 車検証の写し（車両を購入した場合に限る。）

カ 定期的に訓練を行い非常時に活用できる仕組みを示した防災マニュアル（浄水装置を購入した場合に限る。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料

(２) 補助事業の実施主体が市町村等以外の場合は（１）のほか、市町村等の補助金交付決定通知の写しを添えること。

（要綱別表第 1 の事業区分 2 分類（２）の場合を除く。）

第４ 事業の実施等について

(１) 会計経理

要綱別表第 1 に定める市町村等以外（以下「市町村等以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県又は市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三者以上の見積によることとし、地域等の事情により三者以上の見積りが困難な場合は、その理由書を補助事業者提出しなければならないものとする。

なお、このことは、競争入札の実施を妨げるものではない。

(２) 請負工事における設計・施工管理等

請負工事による事業の実施に当たって、市町村等以外の事業実施主体による設計、入札事務、施工管理等が困難な状況が想定される場合は、事業の円滑な執行を図る観点から、補助事業者は、事業実施主体に対して技術的又は事務的な支援に努めなけれ

ばならないものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、高知県中山間地域生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年3月22日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【地域の見守り活動の例示】

(1) 地域住民の状況の通報

- ア いつも移動販売を利用している住民の姿を見ない、様子がおかしい状況を発見した際に関係機関に通報する取組み
- イ 宅配サービスで戸別訪問した際に家族の様子がおかしい状況を発見した際に関係機関に通報する取組み
- ウ 登下校時の児童等への声かけ、異変を発見した際に関係機関に通報する取組み

(2) 地域の危険な状況の通報

- ア 道路の陥没、落石等の危険な状況を発見した際に関係機関に通報する取組み
- イ 通学路等において、街灯の照明の交換が必要な状況など、異常を発見した際に関係機関に通報する取組み

(3) 地域における防犯面の安全安心に関する取組

- ア 高齢者等の消費者被害防止のため、悪質な訪問販売の注意を喚起するチラシの配布
- イ 高齢者世帯へ見慣れない人が頻繁に出入りしている等、異変を察知した際に関係機関に通報する取組み
- ウ 子供に声をかけている不審な人物を見かけた際に、子供への声かけによる危険回避の取組み